

危機管理講座 **コーポレートガバナンスセミナー**
「新しい株主代表訴訟と企業の対応」を開催します。

平成 14 年 4 月 5 日

あいおい損害保険株式会社（社長 瀬下 明）は、株式会社あいおいリスクコンサルティング（社長 山田 喜照）の協力を得て、商法改正を踏まえた「新しい株主代表訴訟と企業の対応」と題するセミナーを以下のとおり開催します。

<開催日>

- ・東京 2002 年 4 月 24 日(水) 午後 1 時 30 分～4 時
- ・名古屋 2002 年 5 月 8 日(水) 午後 1 時 30 分～4 時

<講師>

- ・長谷川俊明弁護士事務所代表、長谷川俊明弁護士
（企業法務・国際金融、国際訴訟に精通）

<ポイント>

- ・昨今の商法改正を踏まえた最新の「株主代表訴訟と企業の対応」
- ・質疑応答の時間を重視した、実務に直結する実践的内容

今後とも、当社は身近な頼りになる損害保険会社として、企業のリスク管理・危機管理の観点から、関心の高い内容、ニーズに応じて適切なテーマを設定しセミナーを開催していく予定です。

1. 開催の趣旨

昨年 1 2 月に企業統治に関する商法改正が成立し、近々施行される見通しとなりました。本改正は、取締役等の会社に対する責任軽減や株主代表訴訟の合理化、監査役役割強化を内容とするものです。

特に、取締役等の責任については 93 年の商法改正で、訴訟に伴う印紙代が 8,200 円になったことから株主代表訴訟を起こすことが容易となり、訴訟件数が急増するとともに、高額な賠償判決もみられ、役員の経営判断の萎縮や、役員（特に社外役員）のなり手が減少するなどの問題が指摘されていましたが、本改正によりこのような弊害が改善されることとなります。

こうした状況から各企業の対応は一層重要になっており、関心も高くなっております。
多くの企業の株主総会が行われる6月を目前に、株主代表訴訟の予防も含め、改正商法の内容及び企業のとるべき対策について参考となるよう、実践的（実戦的）なセミナーを開催するものです。

2. セミナーの内容

「改正後の株主代表訴訟制度と企業の対応」

株主代表訴訟の現状と商法改正の狙い

商法改正の内容

- ・取締役等の会社に対する責任軽減
- ・株主の代表訴訟の合理化
- ・監査役の機能強化

商法改正を踏まえ企業として対応すべき事項

- ・株主代表訴訟を予防するコンプライアンス体制の強化
- ・取締役等の責任軽減の方法
- ・訴訟提起を受けた場合の対応

「株主代表訴訟 Q & A」(参加者の事前提出質問及び会場での質問に回答)

3. 開催要領

(1) 東京会場

日 時 平成 14 年 4 月 24 日 (水) 午後 1 時 30 分 ~ 4 時 (1 時開場)

会 場 あいおい損害保険(株) 本社センチュリーホール

東京都渋谷区恵比寿 1 2 8 1

定 員 1 5 0 名 (定員になり次第締め切らせていただきます)

参加費用 参加 1 名につき 5,000 円 (消費税込み)

申込方法 次のいずれでも受け付けます

・(株)あいおいリスクコンサルティング 危機管理セミナー事務局

TEL : 03 (5420) 6234 FAX : 03 (5420) 6260,6760

・あいおい損害保険(株)の営業課支社

締 切 4 月 15 日 (月)

(2) 名古屋会場

日 時 平成 14 年 5 月 8 日 (水) 午後 1 時 30 分 ~ 4 時 (1 時開場)

会 場 あいおい損害保険(株) 名古屋ビル大会議室

愛知県名古屋市中区千代田 5 - 7 - 5

定 員 100名(定員になり次第締め切らせていただきます)

参加費用 参加1名につき 5,000円(消費税込み)

申込方法 次のいずれでも受け付けます

- ・(株)あいおいリスクコンサルティング 名古屋事務所
TEL : 052(262)2003 FAX : 052(262)2026
- ・あいおい損害保険(株)の営業課支社

締 切 4月25日(木)

以上